

## いわき市魚食の推進に関する条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、本市の水産業が寒流と暖流とが交わる豊かな漁場の恵みにより主要な産業として発展してきたこと及び本市の風土の特性を生かした工夫や伝統的な技術により市民の生活に根差した魚食文化が形成されてきたことに鑑み、魚食の推進に関し、基本理念を定め、並びに市及び事業者等の役割等を明らかにするとともに、魚食の推進に関する必要な事項を定めることにより、魚食の推進に関する施策を総合的に推進し、もって本市水産業の発展及び魚食文化の振興に寄与することを目的とする。

### 【説明】

この条文では、本市における魚食文化の形成等の歴史的背景を踏まえたうえで、魚を食べること（魚食）に関する施策を推進し、さらなる本市水産業の発展及び魚食文化の振興に寄与することを目的として位置づけ、その目的を達成するための手段として、基本理念、関係者の役割その他必要な事項を定めることを規定しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 魚食 水産物及び水産加工品（以下「水産物等」という。）を消費することをいう。
- (2) 事業者等 漁業、水産加工業、水産流通業又は飲食店業を営む者及びこれらに関する団体をいう。

**【説明】**

この条文は、この条例で使用する用語の意味を正確に伝えるとともに、疑義が生じないようにするため、用語の意味の定義をするものです。

- (1) この条例で魚食とは、水産物（海洋、河川、湖沼などから産出する魚介・海藻などをいいます。）と水産加工品を消費することと定めています。
- (2) この条例で事業者等とは、漁業、水産加工業、水産流通業又は飲食店業を営む者、これらに関する団体と定めています。これらに関する団体とは、漁業協同組合や水産加工業者、水産流通業者、飲食店業者が加盟する団体などをいいます。

(基本理念)

第3条 魚食の推進は、水産物等が健全な食生活その他健康で充実した生活の基礎として重要なものであることに鑑み、水産物等を活用した食育と一体的に推進することを旨として、行うものとする。

2 魚食の推進は、水産物等の地産地消を推奨することを旨として、行うものとする。

3 魚食の推進は、水産資源の持続的な利用を図りながら、将来にわたって安全かつ良質な水産物等を安定的に供給できるようにすることを旨として、行うものとする。

4 魚食の推進は、市、事業者等及び市民による相互の連携及び協力の下に行うものとする。

**【説明】**

基本理念とは、条例全体の根幹となる基本的な考え方です。

魚食の推進は、単に水産物等の消費拡大を目的とするものではなく、栄養バランスのよい健全な食生活の実現を目指すとともに、水産資源の持続的な利用に配慮した形で行うことを規定しています。

① 水産物等を活用した食育と一体的に推進すること。

② 水産物等の地産地消を推奨すること。

③ 将来にわたって持続可能な水産資源の利用を図るとともに、安定した供給を確保できるように推進すること。

④ 市、事業者等及び市民が相互に連携し、協力して推進すること。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、魚食の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、事業者等及び市民が実施する魚食の推進に関する取組を支援するよう努めるものとする。

**【説明】**

この条文は、魚食を推進する上での市の役割について規定したものです。

市の役割として、基本理念にのっとり魚食の推進に関する総合的な施策の策定及び実施について規定するとともに、事業者等や市民の魚食推進に関する取組への支援として、各種事業の共催又は後援等を想定して規定しています。

(事業者等の役割)

第5条 事業者等は、基本理念にのっとり、魚食の推進に関する取組を自主的かつ主体的に行うよう努めるとともに、市が実施する魚食の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

**【説明】**

この条文は、魚食を推進する上での事業者等の役割について規定したものです。

魚食の推進に関する施策は、第4条で市が総合的に実施することと規定しておりますが、事業者等に対する努力規定として、魚食の推進を図るための取組（各種イベント、広報・啓発、メニューの開発、調理方法の紹介などを想定）を自主的かつ主体的に行うとともに、市が実施する施策に協力することを規定するものです。

(市民の協力)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、魚食に関する理解を深め、水産物等を積極的に消費するよう努めるとともに、市及び事業者等が実施する魚食の推進に関する施策等に協力するよう努めるものとする。

**【説明】**

この条文は、魚食を推進する上での市民の協力について規定したものです。

市民に対する努力規定として、基本理念に掲げる水産資源の持続的な利用に配慮しつつも、積極的な水産物等の消費を促すため、規定するものです。

なお、魚食に関する理解とは、魚食により得られる健康面でのメリットや日本古来の魚食文化を理解することなどをいい、魚食の推進に関する施策等への協力とは、市や事業者等が実施する市民講座や各種イベント等に参加することや第10条の魚食の日に水産物等を消費することなどをいいます。

(広報活動等)

第7条 市は、魚食に関する知識の普及及び啓発のための広報活動その他の市民の魚食に対する理解と関心を深めるために必要な施策を実施するものとする。

2 市は、本市が面する寒流と暖流とが交わる豊かな漁場から水揚げされる水産物の魅力を市内外に情報発信するとともに、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）からの復興に資する取組その他必要な施策を実施するものとする。

**【説明】**

第7条から第10条までは、魚食を推進するために実施する施策について規定しています。

第7条では、魚食を推進するために広報活動を実施することについて規定していますが、その他市民が魚食に対する理解と関心を深める必要な施策の例としては、調理法の紹介、市民講座の開催、水産物等に関する副教材の作成などを想定しています。

また、本市沿岸の海域で獲れる水産物等で本市に水揚げされる魚介類のほか、その加工品の魅力を広く情報発信し、併せて東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の影響に鑑み、検査体制の充実など、放射性物質に対して万全を期し十分な安全性を確保するとともに、事実に基づかない風評を払拭することに努めるという観点に立ち規定しています。

(食育の推進)

第8条 市は、水産物等を活用した食育の推進が水産物等の消費の拡大に資することに鑑み、水産物等を活用した食育の推進に必要な施策を実施するよう努めるものとする。

**【説明】**

この条文は、水産物等を活用した食育の推進について規定しています。

給食の食材に水産物等を積極的に活用したり、魚食のメリットを授業で教えるなど、水産物等を摂取する機会を増やすとともに、水産物等が健全な食生活の基礎として重要なものであることを認識することにより、自発的に水産物等を摂取する意識を醸成するために規定するものです。

(人材の育成及び確保)

第9条 市は、魚食の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るため、必要な施策を実施するよう努めるものとする。

**【説明】**

この条文は、魚食の推進に寄与する人材の育成等について規定しています。

魚食アドバイザーや魚博士などの水産物等に関する専門的知識を有する人材を確保するため、市民講座の開催など、必要な施策の実施について規定するものです。

(魚食の日)

第10条 市は、魚食についての関心と理解を深めるとともに、水産物等の消費の拡大に資するため、魚食の日を設ける。

2 魚食の日は、毎月7日とする。

3 市は、毎年3月7日は、事業者等及び市民との協力の下に、魚食の日の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

**【説明】**

この条文は、魚食の日を設けることについて、規定しています。

3月7日にちなみ、毎月7日を魚食の日とするとともに、毎年3月7日には、市、事業者等及び市民が協力し、魚食の日にふさわしい取組みを実施することを規定するものです。

(財政上の措置)

第11条 市は、魚食の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

**【説明】**

この条文は、魚食の推進に係る財源確保について、規定しています。

第4条の市の役割、第7条から第10条までの施策の実施に係る予算について確保するため、努力規定として規定するものです。

(個人の嗜好等の尊重)

第12条 市、事業者等及び市民は、この条例の施行に当たっては、個人の嗜好及び意思を尊重するものとする。

**【説明】**

この条文は、個人の嗜好等の尊重について、規定しています。

個人の嗜好及び意思は、尊重されなければならないことやアレルギー等もあることから、個人の意思に反し、魚食を強制すること等がないよう、規定するものです。